

平成30年3月9日招集

第1回若桜町議会定例会会議録

(平成30年 3月23日)

若桜町議会事務局

平成30年第1回若桜町議会定例会（第5号）

招集年月日	平成30年3月23日			
招集の場所	若桜町役場（若桜町議会議場）			
開 会	午後3時00分			
応招議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番	君野 弘明	7番	山本 晴隆
	3番	青木 一憲	8番	中尾 理明
	4番	山根 政彦	9番	前住 孝行
	5番	山本 安雄	10番	川上 守
不応招議員				
出席議員	1番	梶原 明	6番	小林 誠
	2番	君野 弘明	7番	山本 晴隆
	3番	青木 一憲	8番	中尾 理明
	4番	山根 政彦	9番	前住 孝行
	5番	山本 安雄	10番	川上 守
欠席議員				
地方自治法第 121条の規定に より、説明のため 会議に出席した者	町 長	矢部 康樹	産業観光課長	佐々木 明仁
	副 町 長	山本 義紀	産業観光課参事	森 雄一
	総務課長	竹本 英樹	教 育 長	新川 哲也
	町民福祉課長	藤原 祐二	教育委員会次長	前田 弥生
	町土整備課長	山口 由企夫	教育委員会参事	岡崎 浩一
	ふるさと創生課長	盛田 聖一	税 務 課 長	上川 恭子
	包括支援センター 所長	寺西 満	会 計 管 理 者	下石 裕美

会議の顛末

本会議（3月23日）

議長（川上守）

ただいまの出席議員数は、10人です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事日程の報告

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

日程第1

議案第1号 平成30年度若桜町一般会計予算を議題とします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、4番、山根政彦議員。

予算審査特別委員長（山根政彦）

若桜町議会報告第1号、予算審査特別委員会審査報告。

1. 付託案件の名称、議案第1号 平成30年度若桜町一般会計予算

2. 審査の経過、平成30年3月12日開催の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月15日、16日、19日、20日、22日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか、各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3. 審査の結果、当委員会に付託された議案第1号は、原案を可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

議長（川上守）

ただ今、委員長の報告がありましたが、これについて、質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第1号 平成30年度若桜町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は委員長報告のとおり可決されました。

議長（川上守）

日程第2

議案第2号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第3号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第4号 平成30年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号 平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号 平成30年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第8号 平成30年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第9号 平成30年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第10号 平成30年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第11号 平成30年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、を一括して議題とします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、4番、山根政彦議員。

議員（山根政彦）

若桜町議会報告第2号、予算審査特別委員会審査報告。

1. 付託案件の名称、議案第2号 平成30年度若桜町国民健康保険事業特別会計予算、議案第3号 平成30年度若桜町介護保険事業特別会計予算、議案第4号 平成30年度若桜町後期高齢者医療特別会計予算、議案第5号 平成30年度若桜町簡易水道事業特別会計予算、議案第6号 平成30年度若桜町公共下水道事業特別会計予算、議案第7号 平成30年度若桜町農業集落排水事業特別会計予算、議案第8号 平成30年度若桜町赤松団地造成事業特別会計予算、議案第9号 平成30年度若桜町財産区造林事業特別会計予算、議案第10号 平成30年度若桜町索道事業特別会計予算、議案第11号 平成30年度若桜町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算。

2. 審査の経過、平成30年3月12日開催の本会議において、当委員会に付託された上記案件を審査するため、3月15日、16日、19日、20日、22日の5日間にわたり委員会を開催し、町長ほか、各課長及び関係職員の出席を求め、慎重に審査を行ったので、結果を次のとおり報告します。

3. 審査の結果、当委員会に付託された議案第2号、議案第3号、議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号、議案第11号は、原案を可決すべきものと決定しました。

以上です。

議長（川上守）

ただ今、委員長の報告がありました。これについて、質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第2号から議案第11号を一括して採決します。

お諮りします。

本案は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号から議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3

議案第20号 若桜町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正について、を議題とします。

これについて質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第20号 若桜町被災者住宅再建支援事業助成条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第21号 若桜町特別医療費助成条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第21号 若桜町特別医療費助成条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第5

議案第22号 若桜町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第22号 若桜町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第6

議案第23号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第23号 若桜町国民健康保険条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第7

議案第24号 公の施設の指定管理者の指定(若桜町立地域福祉センター・ドリーミー)について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第24号 公の施設の指定管理者の指定(若桜町立地域福祉センター・ドリーミー)について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

日程第8

議案第25号 総合整備計画の策定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第25号 総合整備計画の策定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第9

議案第26号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第26号 若桜町過疎地域自立促進計画の変更について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第10

議案第27号 鳥取市及び八頭郡若桜町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

議員 (中尾理明)

はい。

議長 (川上守)

8番、中尾理明議員。

議員 (中尾理明)

議案第27号について、質疑を行います。

連携協約、別表1、「圏域全体の経済成長のけん引」の表の中、連携施策「産学官民一体となった経済戦略の策定、国の成長戦略実施のための体制整備」の項の、甲の役割として、「乙と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの進捗管理を行うとともに、経済成長の推進に中心となって取り組む」とされているのに対し、乙の役割として、「甲と連携して、連携中枢都市圏ビジョンの進捗管理に協力するとともに、経済成長の推進に取り組む」と記載されています。

この文中には甲が中心、乙が協力の文言が記されておりますが、これは、主従の関係ではないですか。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

中尾議員のご質問でございます、甲と乙の役割についてでございますけども、文言としてはこういう中心という書き方がしてありますけども、これは、主従の関係ではなくて、中心になって役割を果たしていただくという、役割分担の中での中心という意味合いでございます、主従ではございません。

あくまで役割分担の中で、中心として、役割を果たしていただく、調整の役割をしていただく、そういう意味の中心でございます、若桜が鳥取市の下について行うという意味ではございません。

議長（川上守）

8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

町長からは、中心ということで、それが主従の関係ではないというお話し、役割分担ですか、そういった説明であります。

それで、問題は、若桜町のまちづくりは、本当に大丈夫なのか、お尋ねしたいと思います。

議長（川上守）

答弁を求めます。矢部町長。

町長（矢部康樹）

中尾議員のご質問についてお答えします。

まちづくりは大丈夫なのか、というご質問でございますけども、1市4町及び1市6町連携というものは、やはりさまざまな連携をさせていく中で、必要なことを一緒にやって行きましょうということでございまして、若桜町としてのまちづくりという部分と、一緒に連携させてやっていくまちづくりという部

分は、やはり、内容が伴う部分、伴わない部分がございますので、若桜町としてのまちづくりというものは、しっかりやっていきたいと思っておりますし、1市6町連携の中でのまちづくりについては、その連携の中で、町民にとって良い事が出来るように考えながら、進めて参りたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（川上守）

ほかに質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

議員（中尾理明）

はい。

議長（川上守）

賛成、反対。

議員（中尾理明）

反対。

議長（川上守）

原案反対の方の発言を許します。8番、中尾理明議員。

議員（中尾理明）

私は、議案第27号 鳥取市及び八頭郡若桜町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、反対です。

若桜町は、基礎的自治体として存続・発展を通じ、住民が暮らし続ける地域を目指し、平成の大合併の嵐の中で、単独・自立の道を選び、がんばってきたと考えます。

自分の町の将来、自分たちで築いていこうと努力を重ねてきた若桜町にとって、鳥取市

を中心とする連携中枢都市圏形成に参加する事が、本当に良い事なのでしょうか、私は以下3点の連携協約に関係する、自分なりの問題意識を紹介し、加えて反対理由を述べたいと思います。

連携協約第3条及び別表には、連携する取組として、3分野が掲げられています。すなわち、「1. 圏域全体の経済成長のけん引」、「2. 高次の都市機能の集積・強化」、「3. 圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の3分野です。

一つめの「経済成長のけん引」では、鳥取市が中心を担う事になっています。二つめの「高次の都市機能の集積・強化」では、医療サービスの提供、拠点の整備、交通網の構築、高等教育の環境整備、そのほかの都市機能の集積・強化において、鳥取市が担う事になっています。

ここから見えてくるのは、連携協約を締結する予定とされている5つの町の地域の姿は、鳥取市への一極集中と言えないでしょうか。

次に、この協約締結後の、鳥取市と各町との関係における問題点を指摘したいと考えます。

参加自治体は、新温泉町を除けば、東部広域行政管理組合の構成自治体です。東部広域行政管理組合は、事務局を鳥取市が握り、鳥取市の意向が強く働いていますが、管理者、副管理者の会議があり、構成市町村議会の代表で構成される広域議会があります。

しかし、連携中枢都市圏には、そのような合議機関はありません。中枢都市の役割を担い、圏域の中・長期的な将来像をえがく、連携中枢都市圏ビジョンを策定する鳥取市のリーダーシップが一層強化されることは明白です。

リーダーシップも、5つの町に良い方向で発揮されるならまだしも、今回の、連携協約締結にいたる準備段階での姿勢を見ると、そのリーダーシップに疑念を抱かざるを得ませ

ん。

昨年、春の段階、鳥取市が示した圏域形成のスケジュールでは、ビジョン策定のための懇談会は7月に始める事になっていましたが、実際は11月になって、1回目が開かれ、2回目となった今年1月30日の懇談会で、ビジョン案を決定するなど、関係自治体からの要望が反映されたかどうか、疑問が残りました。

私はこうした準備過程でのやり方を見れば、鳥取市のリーダーシップに警鐘を鳴らさざるを得ません。

今回締結しようとする連携協約は、若桜町に関係する事業について、鳥取市と一対一で締結するため、その事業について本町の役割分担との関係で、鳥取市の役割分担を認めることとなります。

ところが、連携中枢都市圏に参加することで、ビジョン全体に組み込まれることになるため、将来の圏域のビジョンの展開に応じて、その内容も共有させられる事になります。つまり、ビジョン全体に拘束される事を意味するものです。

以上、協約にかかる問題点を申しましたが、この後は、この連携中枢都市圏形成についての見解を述べさせていただきます。

私は、この連携中枢都市圏の行き着く先は、第2の平成大合併にならないかとの大きな懸念を抱いており、おおもとの所での違和感があります。

第1に、合併か単独か、の選択を強制された平成の大合併において、共通して指針となったのが「入るを計って、出るを制す」という考え方でした。単独を選択した後の小林前町長は、この考え方に対し、がんばられたと思っています。

しかし、今回の連携中枢都市圏構想は、中核市中心型の地域づくり、町づくりであり、我が町が単独・自立を実践してきた町として、この協約を「はい、そうですか。」と単純に受

け入れられないものと考えます。そして、連携協約は、5つの町は財政的にも、牽引という名の下に、中核市に吸収されないか危惧するものです。

このような協約をつきすすめると、5つの町の将来は、鳥取市に握られはしないかと強い危機感を持たざるを得ません。協約の行き着く先は平成の大合併で、元八頭郡であった旧河原町、用瀬町、佐治村が鳥取市に吸収され、今、当該地域が鳥取市の重点施策からはずされ、そのしわよせにより、自主的な地域づくりを阻まれ、過疎化が進んでいることに象徴されています。

このたびの協約締結は、平成の大合併の二の舞になりはしないかと思うものです。具体的には連携協約の推進により、双方の発展は名ばかりで、逆に奥部にある若桜町は、元八頭郡旧3町村と同様の道を歩まされるのではないかと考えざるを得ません。

以上、私は逐条箇所の指摘も交え、本協約締結への問題意識を述べてきました。したがって、締結に対する問題、危惧が払拭できない以上、本議案には反対です。これで討論を終わります。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。
原案賛成、反対。

議員（前任孝行）

はい。賛成。

議長（川上守）

原案賛成の方の発言を許します。9番、前任孝行議員。

議員（前任孝行）

私は、議案第27号 鳥取市及び八頭郡若桜町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、賛成の立場で討論させ

ていただきます。

これまで各市町村それぞれががんばって来られています。ですが、がんばって来られているそれぞれが、連携することで、新たな事が生まれてくるのではないかというふうに思います。

例えば、私自身、スポーツ関係で事業していますけど、若桜町だけでやっても、なかなか参加者数というものも増えにくい、そこで他町と連携することで、また、新たな事業が出来てくるんじゃないかというような事も考えたりしています。

実際、福祉関係や医療関係にしても、他町に頼るところがあるというふうに思っております。新たに若桜町だけでまた大きな箱物を作るわけにはいきませんので、その辺はしっかり連携の中で協議しながら、出来るところでやっていく事がベストではないかというふうに考えますので、賛成いたしたいと思いません。

議長（川上守）

ほかに討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第27号 鳥取市及び八頭郡若桜町における連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の締結について、を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方はご起立お願いします。

（起立多数）

起立多数です。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第11

議案第28号 鳥取市と若桜町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第28号 鳥取市と若桜町との定住自立圏の形成に関する協定の廃止について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第12

議案第29号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第29号 鳥取県行政不服審査会共同設置規約の変更に関する協議について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第13

議案第30号 若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第30号 若桜町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第14

議案第31号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第31号 若桜町介護保険条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第15

議案第32号 若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第32号 若桜町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

(追加日程配布・盛田聖一課長退席)

議長(川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開します。

お諮りします。

ただ今、町長から議案第33号、議案第34号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

議案第33号、議案第34号を日程に追加し、追加日程第1、追加日程第2として、議題とすることに決定しました。

追加日程第1

議案第33号 若桜町副町長の選任について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長(矢部康樹)

それでは、ただ今議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第33号 若桜町副町長の選任について、であります。若桜町副町長に次の者を選任したいと思いますので、地方自治法第162条の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字若桜〇〇番地。氏名、盛田 聖一。昭和〇〇年〇月〇日生まれ。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長(川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第33号 若桜町副町長の選任について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(盛田聖一課長 着席、山本安雄議員 退席)

議長 (川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
追加日程第2

議案第34号 若桜町監査委員の選任について、を議題とします。

提案理由の説明を求めます。矢部町長。

町長 (矢部康樹)

それでは、ただ今議題となりました議案につきまして、提案理由をご説明いたします。

議案第34号 若桜町監査委員の選任について、であります。若桜町監査委員に次の者を選任したいと思いますので、地方自治法第196条第1項の規定により、本議会の同意をお願いするものでございます。

記、住所、八頭郡若桜町大字中原〇〇番地。
氏名、山本 安雄。昭和〇〇年〇月〇日生まれ。
以上でございます。ご審議のほどよろしく
お願いいたします。

議長 (川上守)

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議案第34号 若桜町監査委員の選任について、を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり同意することに決定しました。

暫時休憩します。

(山本安雄議員 着席)

議長 (川上守)

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。
日程第16

議員提出議案第1号 議会だより調査特別委員会の設置について、議員提出議案第2号 公共交通調査特別委員会の設置について、を一括して議題とします。

趣旨説明を求めます。4番、山根政彦議員。

議員 (山根政彦)

議員提出議案第1号 議会だより調査特別委員会の設置について。

若桜町議会委員会条例第5条の規定により、議会だより調査特別委員会を設置して、閉会中においても次の事件の調査研究を行いたいので、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年3月23日提出。提出者 若桜町議会議員、山根政彦。賛成者 若桜町

議会議員、梶原明、君野弘明、山本安雄、青木一憲。

記、1、名称 議会だより調査特別委員会。
2、設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第5条。3、調査研究の目的 議会だよりの編集に関すること。4、委員の定数 4名。5、調査期間 調査終了まで。

議員提出議案第2号 公共交通調査特別委員会の設置について。

若桜町議会委員会条例第5条の規定により、公共交通調査特別委員会を設置して、閉会中においても、次の事件の調査研究を行いたいので、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出する。

平成30年3月23日提出。提出者 若桜町議会議員、山根政彦。賛成者 若桜町議会議員、川上守、前住孝行、中尾理明、山本安雄、梶原明、山本晴隆、青木一憲、小林誠、君野弘明。

記、1、名称 公共交通調査特別委員会。
2、設置の根拠 地方自治法第110条及び委員会条例第5条。3、調査研究の目的 若桜町の公共交通に関すること。4、委員の定数 10名（議員全員）。5、調査期間 調査終了まで。以上です。

議長（川上守）

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

討論を終結します。

議員提出議案第1号及び第2号を一括して採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第1号及び第2号は原案のとおり可決されました。

日程第17

「特別委員の選任の件」、を議題とします。

先ほど設置されました議会だより調査特別委員会の4名の委員の選任につきましては、委員会条例第6条第1項の規定により、議長において、山本安雄議員、青木一憲議員、君野弘明議員、梶原明議員をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、ただ今指名しました議員を、議会だより調査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

日程第18

「閉会中の継続調査」について、を議題とします。

総務産業常任委員会、教育民生常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申請書のとおり、「閉会中の継続調査」の申し出があります。

お諮りします。

各委員会申し出のとおり、「閉会中の継続調査」とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

異議なしと認めます。

したがって、各委員会から申し出のとおり、「閉会中の継続調査」とすることに決定しました。

日程第19

「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。

議員派遣については、会議規則第127条

の規定により、お手元に配布しました「議員派遣の件」のとおりとしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

したがって、「議員派遣の件」については、原案のとおり決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成30年第1回若桜町議会定例会を閉会します。

午後 3時45分 閉 会